

令和3年度 第12回赤磐市教育委員会定例会議事録

- 1 開会日時 令和4年 3 月 1 8 日 (木) 午後3時00分
- 2 閉会時間 午後4時13分
- 3 会議場所 赤磐市立中央図書館 1階 ボランティア室
- 4 出席委員 教 育 長 土井原 康 文
教育長職務代理者 大 崎 陽 二
委 員 山 本 賢 昌
委 員 平 松 由 香
委 員 遠 藤 益 恵
- 5 説明者 教 育 次 長 有 馬 唯 常
教育総務課長 金 島 正 樹
学校教育課長 家 森 康 彰
社会教育課兼
スポーツ振興課長 西 崎 雅 彦
中央公民館長 杉 原 泉
中央図書館長 森 本 一 也
中央学校給食
センター所長 矢 部 寿
教育総務課
主 幹 岸 本 泰 典
- 6 書 記

議 事

1 教育長等の報告

公 開 教育長の報告について

公 開 令和4年4月の教育委員会行事予定について

2 議案の審議

公 開 専決処分の承認を求めることについて（社会教育施設の臨時休業延長）

公 開 専決処分の承認を求めることについて（体育施設の臨時休業延長）

非公開 学校医等の委嘱について

非公開 職員の人事について

非公開 赤磐市立学校評議員の委嘱について

非公開 赤磐市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

公 開 赤磐市教育委員会規則等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止
に関する規則の制定について

公 開 赤磐市教育委員会告示等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止
に関する要綱の制定について

公 開 赤磐市学校運営協議会規則の制定について

公 開 赤磐市学校管理規則の一部を改正する規則について

公 開 令和4年度学校給食費の決定について

3 その他

公 開 次回定例会開催日について

※非公開の議事については、議事録は公開されません。

○土井原教育長 それでは、定刻がただいま参りましたので、これより本年度最後になりますが、第12回赤磐市教育委員会定例会を始めさせていただきます。

委員の皆様には全員ご出席いただきましておりますので、会議は成立いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、山本委員にお願いいたします。

それから、議事録作成職員は、教育総務課の岸本主幹を指名しますのでよろしくお願いいたします。

前々回、令和4年1月20日開催の、第10回教育委員会定例会の議事録につきましてお目通しをいただきまして、ご異議等がなければご承認をいただきたいと思っております。よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ありがとうございます。それでは、第10回教育委員会定例会の議事録につきましては、ご承認をいただいたということで取扱いをさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議事に移ります。

本日の会議に付議されている案件が、教育長等の報告、それから議案の審議につきましては承認案件が2件、議案審議が9件ございます。最後、その他ということになっております。限られた時間ではございますけれども、慎重審議をよろしくお願いいたしますと思っております。

次に、非公開案件の決定でございます。

付議案件、(2)議案の審議の議案第32号学校医等の委嘱についてから議案第35号赤磐市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてまでは、人事に関する案件等でございますので、赤磐市教育委員会会議規則第4条第1項第1号及び第6号の規定によりまして非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 よろしくお願いいたします。それでは、議案第32号から第35号は非公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、付議案件に移ります。

まず、教育長等の報告です。

教育長の報告について、1ページをお開きください。

前回、2月17日の協議会、定例会以降、昨日までのほぼ1か月間の私どもの報告でございますけれども、協議会の中でも申し上げましたが、3月議会が3年度の補正を含めて4年度の当初審議を含めて行っております。今回、3月定例会が23日までになっておりません。

かいつまんで、3月3日と3月16日に、赤磐市東京2020ホッケー競技国内キャンプ誘致に関する推進委員会それから実行委員会がございました。これにつきましては、目的を達成したということで、成果も上がり、実行委員会は解散というような形で、会議のほうへ出席させていただきました。引き続き、競技会とか重点施策の、ホッケーの中にもありましたけど、スポーツ推進については交流を含めてやっていくということでございました。

それから、飛び飛びになりますが、3月8日と3月10日、また3月11日につきましては、青少年の健全育成大会また永瀬清子賞の表彰式等がコロナによる影響で中止になりましたので、担当と私どもで、それぞれ受賞した学校を回って、表彰をしてまいりました。どのお子さん也非常喜んでくれたり、もちろん学校の担任とか教員、校長さんも喜んでいただいて、行ったかいがあったと同時に、それぞれ詩とか作文を読ませていただいたら、やはりコロナの影響でいろんな支障があったり、気持ち的にも悶々とした中で、でもいろんなことに取り組んだというふうな作文だとか詩に触れることができました。

以上、簡単ですけれども、私の報告とさせていただきます。

何かご質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 それでは、4年度、令和4年4月の教育委員会の行事予定についてお願いいたします。

○金島課長 教育長。

○土井原教育長 はい、金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

令和4年4月の教育委員会行事予定について説明させていただきます。

資料は2ページ、3ページをお願いいたします。

令和4年4月の教育委員会行事予定につきまして、各所属から主なものについて説明いたします。

まず、教育総務課から説明いたします。

4月1日、赤磐市職員辞令交付式、8時45分から教育長の出席でございます。

それから、4月8日の校園長会でございます。こちらは4月7日に変更となっております。すいません、資料の修正のほうをお願いいたします。14時から教育長の出席でございます。

4月19日、赤坂地域区長会、13時30分から教育長の出席でございます。

4月21日、教育委員協議会、教育委員会定例会、14時からと15時から、教育長と教育委員の皆様の出席でございます。よろしくをお願いいたします。

4月22日、熊山地域区長会、14時から教育長の出席でございます。

4月25日、山陽・桜が丘西・桜が丘東の町内会長会議、19時から教育長の出席でございます。

4月26日、山陽地域区長会、14時から教育長の出席でございます。

4月27日、岡山県都市教育委員会教育長協議会第1回定例会、10時から教育長の出席でございます。

4月28日、吉井地域区長会、14時から教育長の出席でございます。

教育総務課からは以上です。

○家森課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、続いて、家森課長。

○家森課長 学校教育課家森です。

では、学校教育課の欄をご覧ください。

1日、16時から着任新任式、市内小・中学校、幼稚園のを行います。

7日木曜日、小・中学校の始業式です。「各園」となっているのは、「各校」の誤りです。修正をお願いします。

8日金曜日、幼稚園の始業式があります。

それから、11日、小学校入学式。

12日、中学校入学式。

13日、幼稚園の入園式となっております。

3ページに移りまして、19日、全国学力・学習状況調査、県の学力・学習状況調査を行います。

26日、教育問題懇談会で、校長が全員集まる研修がありますが、Z o o mで午前中に行います。

以上です。

○土井原教育長 はい、続いて、西崎課長。

○西崎課長 はい、社会教育課西崎です。

社会教育課の4月は特に大きな行事は入っておりません。

続きまして、スポーツ振興課分です。

4月2日、3日、Vリーグのホームゲームということで、山陽ふれあい公園で開催をされます。

以上です。

○杉原館長 はい、教育長。

○土井原教育長 杉原館長。

○杉原館長 はい、中央公民館杉原です。

それでは、各公民館の4月の講座について、主なものを上げさせていただきます。

まず、5日、熊山公民館で元気もりもり講座を開催いたします。60歳以上の方を対象に、初心者ヨガ体験を行います。

15日、山陽公民館で美しくわくカレッジを開催いたします。正しく、楽しく歩けるウォーキングについて学びます。

24日、高月公民館でリコーダーコンサートを開催いたします。

25日、西山公民館では思い出作りアート教室を開催、ベンガラ染めの体験を行います。

公民館からは以上です。

○土井原教育長 はい、続いて、森本館長。

○森本館長 はい、中央図書館長森本です。

図書館の4月の行事、8日から9、10と3日続けてリサイクルブックフェア、もう廃止にする本について皆さんに差し上げるという会です。4館とも行います。

それから、16日が映画の上映会、中央図書館、内容は「猫侍」という映画です。

それから、24日日曜日がこどもの読書週間おはなしかいとして、中央図書館のこのホールで行います。

それから、28日木曜日がブックスタート事業、初めての本を赤ちゃんに差し上げるという事業です。

以上です。

○土井原教育長 はい、続いて、矢部所長。

○矢部所長 はい、中央学校給食センター矢部です。

給食センターの行事予定につきましては、4日月曜日に栄養士会を開催の予定です。

以上です。

○土井原教育長 以上、教育委員会それぞれ各所属の行事予定でございました。

ご質問とかございませんか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 はい。Vリーグの試合っていうのは、大体チケットが売り切れるもんなのかどうなのかを聞きたいんですけど。

○土井原教育長 西崎課長。

○西崎課長 はい、スポーツ振興課西崎です。

今回のこの試合の分は確認できていないんですけども、以前の場合も当日券という形であったと思いますので、幾らかあるのではないかなと思っております。

この4月2日、3日というのが、もともと1月29日、30日にジップアリーナ岡山で開催予定であったものの振替分ということでの実施でございます。

以上です。

○山本委員 大体、売り切れることはあんまりないんで、ふれあい公園でやる試合については売り切れてしまうということは今まで通例としてはあんまりないんですか。

○西崎課長 コロナの関係で席も制限されたりという部分があるんですけども、当日券で、でもかなり一杯には入っていたので。それなりに、すいません。

○山本委員 余れば応援とか何か。

○土井原教育長 いや、余らなくても、ぜひ応援のほうをよろしくお願いします。

○山本委員 売り切れるのを先に買ってしまおうと、行きたい人が行けなくなって申し訳ないんで、余りが出たら行こうと思うんです。

○土井原教育長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ありがとうございます。

それでは続きまして、(2)議案の審議に移ります。

まず、承認案件です。

承認第17号専決処分の承認を求めることについて(社会教育施設の臨時休業延長)事

務局からお願いします。

○西崎課長 教育長。

○土井原教育長 西崎課長。

○西崎課長 はい、社会教育課西崎です。

それでは、資料の4ページをお願いいたします。

承認第17号専決処分の承認を求めることについて（社会教育施設の臨時休業延長）。

社会教育施設の臨時休業について、赤磐市教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処分したので報告し、赤磐市教育委員会の承認を求める。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

岡山県のまん延防止等重点措置が延長されたことに伴いまして、令和4年2月21日から令和4年3月6日まで、青少年育成センター以下22施設を臨時休業としておりますので、ご報告いたします。承認のほどをよろしくお願いいたします。

○土井原教育長 あわせて、承認第18号も説明をお願いします。

○西崎課長 はい、失礼します。スポーツ振興課西崎です。

6ページをお願いいたします。

承認第18号専決処分の承認を求めることについて（体育施設の臨時休業延長）。

体育施設の臨時休業について、赤磐市教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処分したので報告し、赤磐市教育委員会の承認を求める。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

先ほどの社会教育施設と同様に、2月21日から3月6日まで、山陽ふれあい公園以下14施設を臨時休業としておりますので、ご報告いたします。併せてご承認のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○土井原教育長 承認第17号と第18号について事務局から説明がありましたけれども、ご質問とかご意見ございますか。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員。

○山本委員 体育施設の臨時休業の件なんですけども、ふれあい公園とかファミリー公園の中の施設を利用するのはコロナの関係でよろしくないと思いますけど、広々した公園を散歩もできんのかってちょいちょい言われるんで、その辺は何かこう、施設は利用できな

いけど、散歩はいいですみたいなことにならないのかなと。

もうこれは終わってしまったことなんですけど、今後またまん延防止措置とかになったときにはできないのかなと思ったんですけど、どうですか。

○西崎課長 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、西崎課長。

○西崎課長 はい、スポーツ振興課西崎です。

施設につきましては、基本的に貸し借りというような部分については休業という形で行っておりますが、特にふれあい公園、公園で散歩ができる、この施設も完全封鎖という形は取っていませんので、個人レベルでの散歩というのはもうご利用いただいているということが状況でございます。

以上です。

○山本委員 何か、それが分かかっていなくて、ふれあい公園へ入れんのかって思っとる人はおるみたいですよ。

○土井原教育長 はい。

○西崎課長 基本的には休業という形でご案内をさせていただいております。入れるからといって、一堂に集まっても困りますので、個人レベルでの散歩というのは特に制限はかけていないという状況でございます。

○山本委員 案内に、密にならないように入っただくのは結構ですみたいなことぐらい書いてあげたほうが親切かなと思いますけどね。

○土井原教育長 はい、課長。

○西崎課長 はい。そうですね。特に制限はしていないんですけど、やはりコロナで密にならないよということ、積極的な呼びかけというのは行っていない状況でございます。あくまでも休業しておりますという形での、ホームページ等でお知らせをさせていただいております。

○山本委員 ぜひ、完全に入っちゃいけないというわけではなくて、対策に気をつけてもらって、密にならないということであればいいんですみたいなことを言ってもらったほうが、市民の方の中にはもう絶対入れんのかなと思って、入ったら怒られるかもしれないと思っとる人もおるんで、その辺は配慮してあげたほうがいいかと思うんです。

○大崎教育長職務代理者 大崎です。私はずっとパトロールしようって、ふれあい公園はちょこちょこ散歩なんかしておられました。それで、正面それから裏のほうのところはも

う門が閉まっていますので、車も入れないような形になっていますが、テニス場なんかあります。あそこの外へ車を置かれて、あそこから入れるんでしょうね。あそこから中に入ってしょうられたみたいです。だから、一応まん延防止のあれで、施設は使えません言うたら、山本委員さんが言われたように、何か細かいとこで知らせるのはなかなか難しそうだなと思いつながら聞きようたんですけども。だから、あまり気にならない人は行って散歩されたりしておられたようです。

○山本委員 何か、若い人から聞いたんですけど、散歩しようる人はお年寄りだから、お年寄りは注意されたら文句言うからいいんじゃないかみたいな。私らよう文句言わんから、あそこは入れんわってというような、そんなに思つとる人がいるみたいです。

○土井原教育長 体育施設につきましては、市の対策本部の中で決定し、市内施設を含めて統一した中でやっていった部分なんですけど、今後いろんなまん延防止策、そういった宣言の状況に応じて、いろんな感染状況が変わってくる中で、また検討材料の一つかもしれないというようなことは、私は個人的には思いますが、参考にはさせていただきます。

○山本委員 子どもを持つとるお母さん方が、絶対入っちゃいけないと思つとるみたいで、子どもを遊ばせるところがねえようになったというふうな文句を言っています。

以上です。

○土井原教育長長 はい、いいですか。

○西崎課長 はい、スポーツ振興課西崎です。

今後のそういった方向については検討してまいります。ありがとうございます。

○土井原教育長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ないようですので、質疑、討論は終わらせていただきまして、承認第17号と第18号、一括して採択したいと思います。

両方、承認2件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。

続きまして、議案第32号から第35号までは非公開ですので、関係者以外の退席を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

〔関係者以外退席〕

〔非公開案件審議〕

非公開	学校医等の委嘱について	(原案のとおり可決)
非公開	職員の人事について	(原案のとおり可決)
非公開	赤磐市立学校評議員の委嘱について	(原案のとおり可決)
非公開	赤磐市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	(原案のとおり可決)

〔退席者再入場〕

○土井原教育長 先ほどの非公開の資料はまた後で回収いたしますので、ご協力のほうお願いいたします。

ありがとうございました。お待たせをしました。

それでは続きまして、議案第36号赤磐市教育委員会規則等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する規則の制定についてに移りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○金島課長 教育長。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

議案第36号赤磐市教育委員会規則等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する規則の制定について説明いたします。

資料12ページをお願いいたします。

議案第36号赤磐市教育委員会規則等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する規則の制定について。

赤磐市教育委員会規則等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する規則を制定したいので、赤磐市教育委員会の議決を求めます。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

こちらにつきましては、赤磐市教育委員会規則で定める申請書、届出等の書面における押印の義務づけを廃止することにより、行政手続の簡素化を図ることで、市民の負担軽減

をすることを目的としております。

内容としましては、13ページの赤磐市立幼稚園保育料減免規則から、37ページの赤磐市立学校管理規則までの9つの規則に伴う書面について、印がついている書面についてすべて削除となります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○土井原教育長 押印の義務づけの廃止に関する件でございました。

ご質疑、ご意見ございませんか。

○大崎教育長職務代理者 はい。

○土井原教育長 はい。

○大崎教育長職務代理者 大崎です。

義務づけというて言われるということは、ひょっとして印鑑を押しとかなんだら心配じゃという人は押せばいいということになるんですかね。この右と左を比べると、印のところの下に線が引いって、左側のところの下にこう線があるんですけど、これはなくなったという印で線を引いとる。それとも、印を押したい人はこのアンダーラインのところへ押しましようということなんでしょうか。

○金島課長 はい、教育長。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

すいません。分かりにくかったんですけど、アンダーラインがあるところが、これが印がなくなるということでございます。

○土井原教育長 よろしいですか。

○大崎教育長職務代理者 ということは、間違うて押ししても、別にそれは構わないということですか。

○金島課長 そうですね。ただ、国のほうも推奨しておるように、できるだけ印鑑、押印を廃止していくということで、できるだけそれをするによって市民の事務手続等の負担を軽減するということをあくまでも目的としておりまして、赤磐市役所においても今回市役所部門においてもここでこのように改正していくようにしております。

以上です。

○土井原教育長 ですから、要するに㊟が全く削除されてということですね。

よろしいでしょうか。

平松委員。

○平松委員 はい。氏名は、署名じゃなくてもこれはいいんですか、印がなくても。本人が書かないといけない署名っていうか、じゃなくても大丈夫なんですか。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

署名については、基本原則はもう本人が記載するようになります。

○土井原教育長 パソコン出力では駄目だっていうこと。自署の場合は自署ってあるじゃないですか、例えば。

○金島課長 ああ。

○土井原教育長 ですよ。

○平松委員 そうです。

○山本委員 ゴム印を作った人がおった。自分の名前の。

○金島課長 そこはちょっと確認を。

○土井原教育長 また確認しておいてください。

○金島課長 すいません。確認して、また報告させていただきます。

○土井原教育長 これは録音しなくてもいいんで、暫時休憩。

〔休憩〕

○土井原教育長 では、休憩前に引き続き進めたいと思います。

ほかにございませんか。

なければ。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員。

○山本委員 今までは署名押印で、署名もせんといけんし、印鑑もだったんですよ。そしたら、印鑑をなくすんだったら、署名になったら自署ですね。

○金島課長 自署だと思います。認識していたんで、ほかの認識していたんですけど。すいません。

○土井原教育長 また調べて報告をしてください。よろしくお願いします。

ほかになければ、採決したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 では、36号、本案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします

す。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。原案のとおり可決とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議案第37号に移ります。

赤磐市教育委員会告示等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する要綱の制定についてお願いします。

40ページから51ページでございます。

○金島課長 はい、教育長。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

議案第37号赤磐市教育委員会告示等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する要綱の制定についてでございます。

赤磐市教育委員会告示等で定める申請書等における押印の義務付けの廃止に関する要綱を制定したいので、赤磐市教育委員会の議決を求めます。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

こちらについても、先ほどの議案第36号と同様に、押印の義務づけを廃止することにより、行政手続の簡素化を図ることで、市民の負担軽減することを目的としております。

内容としましては、41ページの赤磐市教育委員会後援名義に関する要綱から、49ページの赤磐市立幼稚園預かり保育実施要綱までの6つの要綱に伴う書面について、印がついているところは削除となります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○土井原教育長 先ほどと同様に、現行の㊦のところももう削除されてというふうなことです。要綱6件というふうに説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

先ほど、事務局からも説明がございましたけども、利用の便を簡素化するというところで、申請の手続とかが幾らか楽になるかなというふうに思います。

それでは、採決に移りたいと思います。

第37号について採決したいと思います。

可決することに賛成の方はお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。

それでは、37まで過ぎましたので、次に議案第38号赤磐市学校運営協議会規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○森本参事 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、森本参事。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

議案第38号赤磐市学校運営協議会規則の制定について。

赤磐市学校運営協議会規則を制定したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

53ページからの赤磐市学校運営協議会規則でございます。先ほども説明がありましたとおり、令和4年度から赤磐市学校運営協議会をモデルで進めていくという学校もありますので、それに向かって進めていくために、この規則のほうを制定させていただきます。

この学校運営協議会の設置については、今現在努力義務とはなっておりますが、県内かなり、ほとんどの市町でこの協議会のほうも発足して、設置されているという状況もあります。それから、地域としっかり連携をして学校運営を進めていくということからも、学校運営協議会のほうを教育委員会としては進めていきたいと思っております、この規則のほうを制定させていただきたいと思っております。

以上です。

○土井原教育長 新しく規則の制定ということでございまして、53ページから56ページまで、4ページにわたりまして目的からそれぞれ、委員の解任とか、その他の条項が全部で17条になってございまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 第6条で。

○土井原教育長 第6条。

○山本委員 委員の定数が15人以内となつてはるんですけども、一人が兼ねたら全然意味がないと思うんで、何人以上とかいらぬのかなと思ったんですよ。

○土井原教育長 森本参事。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

県内のこの学校運営協議会を設置している規則をすべて見させていただきましたら、どこの市町も15人というところで、下限というこの設定はないということでしたので、学校評議員とこの学校運営協議会は違うんですけども、学校評議員さんも大体赤磐市では3名はいるというところもありますので、そういうことからしても1名、2名というふうになることはないのではないかなと思っております。

○山本委員 あと、この6条で、「委嘱又は任命する」となるとるんですけど、委嘱と任命はどういうふうに使分けるとかというのを教えていただければ。

○土井原教育長 第6条の委嘱と。

○山本委員 任命の。

○森本参事 はい。

○土井原教育長 森本参事。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

申し訳ございません。委嘱と任命の違いと言われると、私も今どう違うのかということはお説明できませんので、少しお時間をいただいて、またご回答させていただけたらと思っております。

○山本委員 イメージ的に思ったのは、関係行政機関の職員の方は、任命されたら断れないんじゃないかと思って。ほかの人は委嘱だから、やりませんと言ったらそれでいいのかなと思ったんですけど。

○土井原教育長 その使い分けかもしれん。

○山本委員 そういう感じかなと思って。

○土井原教育長 県立学校の場合、この近辺では和気閑谷高等学校、それから令和4年度においては瀬戸南高等学校が、この運営協議会、コミュニティ・スクールを導入するというので、確かにこの(1)から(5)までの委員の方のそれぞれ立場で入られていました。行政関係者だとか、地域の方、学識経験者。

○山本委員 あと、公募または校長の推薦で選ぶんですけども、公募とか校長の推薦だけではこれは不足だなと思ったときに、教育委員会から人が送り込めるようなことなのかという、これだと無理なんですよね。

○森本参事 そうですね。推薦または公募ということですので。

○山本委員 一応、設定としては教育委員会が主導で設置しますよと決めるんですけども、その委員について公募か推薦か、教育委員会としてぜひ入ってほしい人とか、そういう人

を入れられないというのは何となく窮屈なというか、かなと思ったんですけど、どうなん
でしょうか。

○土井原教育長 はい。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

確かに、ここの読み方で行くと、教育委員会からってというのはなかなか難しいかなと思
いますけども、そのあたりにつきましては校長としっかり連携を取りながらというところ
になろうかなと思います。

○山本委員 分かりました。

あと、第8条の任期のところ、補欠委員の任期は前任者の、補欠というのがあるよう
になっているんですけど、定数が15人以内と決まっていたら、例えば15で一人辞めて
も、14だと足りているので、補欠を選ぶことがあるのかどうなのかというのを疑問に思
ったんですけども。

例えば、10名以上15人以内となっていて、10名のところが一人辞めて9人になっ
たら、誰かを選ばんといけんけど。

○土井原教育長 これは、必ず補欠の場合に入れるというようなものでなくて、必要に
応じて補欠が出たら入れてもいいというような感じですよ。

○森本参事 そうですね。

○土井原教育長 必ず定員で、充足しとかなければならないというふうな条文ではないで
すよね。

○森本参事 そうですね。もしも代わりに入れられるのならということですよ。

○土井原教育長 ただ、その条項の中で、例えば(1)の保護者の方なんかは抜けた場合
は。例えば、学識の方が3名、4名のうちの1名ならええですけど、保護者のPTA
の、例えば会長さんがなられたときに、何か事があってのかれた場合は、次の副会長さん
が入るとか、そういうことは多分していられると思いますし、恐らく読み取れる部分で公
募という部分から行くと、今回モデル的に小学校だけしますけども、これが中学校と、例
えば2校で兼任だとかということになれば、例えば私の知っている限りでは、例えば山陽
小学校と高陽中学校も兼ねている運営委員さん、その場合は教育委員会のほうでこの方
ということではできると思います。そういった運営の仕方だというふうに私は解釈して
おります。

よろしいですか。

○山本委員 あとは、さっきの学校評議員がない学校がありますよね。3人以上必ずいないといけないんだけど、このこっちの委員と関連しているんですよ、たしか。その委員がおれば、評議員がいなくていいと思うんですけども。

○森本参事 そうですね。

○山本委員 この、そういう意味で3名以下になってしまったら、必ず一人は補欠で入れないといけないことになりますよね。

この協議会の委員の人が3人より減ってしまったら、必ず補欠を入れて3人にしとかなないと、評議員の代わりにならないというか、そんな計算でいいんですよ。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

学校評議員は3名以上じゃないといけないっていうのはありましたかね。

○山本委員 ない。

○森本参事 下限がありましたか。

○山本委員 何かさっき、各校3名で、3名以上じゃないといけないみたいなことを言ったような。

○森本参事 学校評議員。

○金島課長 はい。

○土井原教育長 はい、金島課長。

○金島課長 はい、学校評議員については、学校評議員設置要綱で、定数については先ほどから出ている8人以内となります。何人以上というものはないです。

○山本委員 ないんですね。

○土井原教育長 だから、多分学校それぞれの状況、実態によって、人数には幾らか開きがあるということだと思います。

○山本委員 その意味で言わせてもらおうと、何人かが決まらないと、会議の体をなしていないんで、やっぱり3名か4名以上っていうのはどっかに、どっちにしてもあったほうがいいんじゃないかなとは思いますが。事実上、あんまり少ない人数だということがないんだったら、別に明記しとかななくてもいいのかもしれないんですけど。どっちかというところと条文に何名以上と書いておくほうがいいのかなとは思いますが。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい。こちらの条文のほうを確認いたしまして、今実際的に先ほどから説明があるように、多分恐らく(1)から(4)までの方ということで、4人ぐらいにはなる

のかな、4人以上にはなるのかなと想定はつくんですけど、山本委員が言われるような、何人以上おらないと協議会のほうが運営できていかないということもありますので、その辺を踏まえて精査させてもらったもので、規則のほうを制定させていただければと思います。

以上です。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 はい。

○山本委員 先ほどのご説明だと、(1)から(5)まであるんですけど、その(1)から(5)の中から必ず1名は誰か出さんといかんという解釈になるのかなと。それはそれでまた書いとかないと、次に掲げる者のうちからではなくても、(1)から(5)までの集団中の、この中の2つでもいいですかみたいに読めるんで。

○土井原教育長 つまり、全員が保護者の場合。

○山本委員 保護者がいなくても別にいいようなことにはなると思うんです、そのまま読むと。

○土井原教育長 「者のうちから」という意味で。

○山本委員 (1)から(5)のうちから。

○土井原教育長 暫時休憩で。

〔休憩〕

○土井原教育長 それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き、改めて審議に移りたいと思います。

先ほどから第6条の件について、読み取りについてご提案とかご教授があったんですけども、事務局といたしましてはこの条文で取りあえずスタートさせていただいて、行くということをお願いしたいと思います。それぞれ学校によりまして実態や地域性があつたりして、すべての方ということになっていないかもしれませんが、モデル的な部分で山陽小学校が来年度より取り組んでいただきながら、他の小・中学校の導入に向けてしっかり研究をしながら進めていく必要があるかなと思います。ご理解いただきたいと思います。いろいろとご指導ありがとうございました。

ほかになければ、この件につきまして採決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 それでは、第38号赤磐市学校運営協議会規則の制定についての採決を

したいと思います。

本案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。原案のとおり可決したいと思います。よろしくをお願いします。

では、次に移ります。

議案第39号赤磐市学校管理規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

○森本参事 はい、教育長。

○土井原教育長 はい、森本参事。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

議案第39号赤磐市学校管理規則の一部を改正する規則について。

赤磐市学校管理規則の一部を改正したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

58ページをご覧いただけたらと思います。

学校管理規則の一部を改正する規則ということで、先ほどの学校運営協議会を置かない学校については学校評議員を置くことができるというふうに改めさせていただこうと思います。そのための一部改正でございます。

以上です。

○土井原教育長 先ほどの第38号にも関連するもので、学校評議員に関係することで、協議会を設置する学校以外は学校評議員を置くことができるというふうに改めるということでございます。

ご質問とか。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員。

○山本委員 私は勘違いしとったんですけど、学校評議員というのはいなくてもいいんですか。置くことができるだから、要らんとせば別にその学校は評議員もいないし、協議会もないという学校があっても別に、法令上は何の問題もないということでもよろしいんですかね。

○森本参事 はい。

○土井原教育長 森本参事。

○森本参事 はい、学校教育課森本です。

置くことができるというふうに書いていますが、置くということです。

○山本委員 置かなければならないじゃなくて、できるだったんですけど、大きな違いがあるのはあると思いますけど。

○森本参事 市内では、先ほど来出ております全小・中学校には評議員さんにお世話になるといった状況でございます。

○山本委員 ちなみに、置かなければならないになっていると、さっきの協議会のほうであんまり機能していない協議会は指定を取り消すみたいなのがあったんですけど、それが取り消されたら慌てて評議員を集めにゃいけんかなとか、そういうことになるのかなと。

○土井原教育長 そのところは、教育委員会の運営状況についても、先ほどの結果、把握だとか、指導とか助言を行うということがございましたんで、きちっと見ていきたいというふうに思っております。

この件についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 ありがとうございます。それでは、第39号につきまして採決したいと思えます。

可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。原案のとおり可決とさせていただきます。

続きまして、議案の審議の一番最後になりますけども、第40号です。

令和4年度学校給食費の決定について事務局から説明をお願いします。

○矢部所長 はい、教育長。

○土井原教育長 矢部所長。

○矢部所長 はい、中央学校給食センター矢部です。

資料は59ページをご覧ください。

議案第40号令和4年度学校給食費の決定について。

令和4年度学校給食費を決定したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和4年3月18日提出。赤磐市教育委員会教育長土井原康文。

こちらにつきましては、資料60ページのとおり、赤磐市立学校給食共同調理場運営委

員会から答申を受けておりますので、こちらの内容で決定していただきたいと思っております。

以上です。

○土井原教育長 答申の文面につきましては60ページに示されているようでございます。

この調理場の運営委員会につきましては、山本委員に委員長を務めていただきまして、教育委員会から選出ということで、先般の会議でこういった形で答申を私たちに受けておるといってございます。

ご質問とかございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 では、いただきました答申の件でございます。第40号を採決していきたいと思いますが、可決することに賛成の方はお願いします。

〔賛成者挙手〕

○土井原教育長 ありがとうございます。第40号につきましても、原案のとおり可決とさせていただきます。

ありがとうございます。以上で(2)の議案の審議、承認案件2件、議案案件9件につきまして、ご協力によりましてすべて可決させていただきました。誠にありがとうございました。

続いて、(3)その他に移ります。

その他について案件が何かございましたらどうぞ。

○山本委員 はい。

○土井原教育長 山本委員。

○山本委員 質問なんですけども、先ほどの議案で第33号の職員の人事の議案があったんですけど、あれは県の教育委員会が任免権があるから、この教育委員会で33号が否決になったらどうなるのかなと思ったんですけど。どういうことになるのかなと。

○土井原教育長 報告案件じゃない。

止めます。

〔休憩〕

○土井原教育長 元に戻ります。

ほかはないでしょうか。

事務局からは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 委員の方も、特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井原教育長 特にその他ないようですので、次回の定例会の開催日について事務局からお願いします。

○金島課長 教育長。

○土井原教育長 金島課長。

○金島課長 はい、教育総務課金島です。

次回定例会開催日について説明いたします。

今回は、令和4年4月21日木曜日午後3時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○土井原教育長 今回は4月21日、令和4年度第1回目ということになります。よろしくお願いいたします。

では、本日の定例会に付議されたすべての案件が終了となりましたので、今年度大変お世話になりました。第12回目となりました赤磐市教育委員会定例会を終了させていただきます。

また来年度も引き続き、委員の皆さんにはよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。